

就学援助制度のご案内

令和8年4月2日
清水町教育委員会

1 就学援助制度とは

経済的な理由により、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校生活で必要になる学用品費や学校給食費などの一部を援助する制度です。

2 就学援助対象者とは

この制度によって援助を受けられるのは、就学が困難である児童生徒の保護者で、生活保護を受けている方（要保護）、または、生活保護を受けている方に準ずる程度に生活が困窮していると認められる方（準要保護）です。

【準要保護の認定要件の例】

- ・児童扶養手当を受給している。
- ・生活保護の停止または廃止を受けている。
- ・町民税が非課税または減免を受けている。
- ・上記の措置を受けていないが、上記の場合と同じように困っている。

または、失業や休業等により、家計が急変した。（世帯収入が町の定める基準未満）

＜参考＞対象となりそうな方の世帯年間収入の目安 ※借家の場合

- ・父、母、子（中学生）、子（小学生）の4人世帯 約350万円以下

3 申請と認定について

援助が必要な方は、申請書が各学校にありますので、通学している学校へ家庭の状況や理由等を記入して提出ください。（小中学校にそれぞれお子さんのいる家庭は、それぞれの学校へ提出ください。）**当初認定は、4月末日までの申請が対象です。中途申請の場合、認定日からの支給となります。中途申請の受付期限は、翌年1月末日です。**

教育委員会にて収入の状況や生活の実態等を確認しながら、対象となるか総合的に審査し、認定の可否を決定します。

4 援助費の内容について（年額）

※実費負担額や国の基準を踏まえて変動する場合があります。

支給対象費目	対象学年	小学校	中学校
学用品費	全学年	11,630 円	22,730 円
通学用品費	2年～	2,270 円	2,270 円
校外活動費（宿泊なし）	実施学年	1,600 円（上限）	2,310 円（上限）
校外活動費（宿泊あり）	実施学年	3,690 円（上限）	6,210 円（上限）
新入学用品費※	1年	57,060 円	63,000 円
修学旅行費	実施学年	実費	実費
給食費	全学年	実費	実費
その他（PTA会費・卒業アルバム代など）	実施学年	実費	実費

※新入学用品費：入学前支給を受けている方は、支給の対象になりません。

5 援助費支給時期について

前期（10月頃）と後期（3月）の年2回、学校を通して保護者に支給されます。

☆この制度は、学校納付金を免除するものではなく、学校納付金の一部を援助するものです。学校納付金は、**各学校の指定した期日までに納めてください。**

☆本申請は年度更新となっておりますので、引き続き援助を必要とする方は、必ず申請書等を提出してください。（既に提出されている方は必要ありません。）

問い合わせ先
教育総務課 学校教育係
☎981-8221